



任意継続組合員の方へ

任意継続組合員の皆さまに 今後のスケジュールをお知らせします



すべての任意継続組合員の方へ

1月下旬発送

令和7年1月から令和7年12月の間に公立学校共済組合が収納した任意継続掛金について、証明書を送付します。確定申告をされる際に、社会保険料控除欄に記入する金額の参考としてご利用ください。

令和8年4月以降も任意継続組合員を継続される方へ

3月中旬発送

1 令和8年度の掛金の払込取扱票を送付します **申込不要**

令和8年3月中旬に令和8年度任意継続掛金の掛金額決定通知書と払込取扱票を送付します。任意継続掛金は、退職時の標準報酬月額を基に算出されているため、原則として2年目で掛金が大幅に減額されることはありません。

※令和8年4月分から子ども・子育て支援掛金(仮称)の徴収が始まります。

2 令和8年度の掛金の払込方法の変更について **申込必要**

令和8年度の任意継続掛金の払込方法は原則として、前年度と同じ方法になりますが、掛金払込方法の変更を希望される場合は、下記のとおりお申込みください。

※払込方法の変更手続は、**年1回この時期のみ**です。払込方法は令和8年4月分から変更になります。

申込方法

(1) 払込取扱票(毎月払)、払込取扱票(半年払い)、払込取扱票(1年払い)のいずれかに変更される方

次の事項を記入の上、**令和8年2月3日(火)まで(必着)**に書類送付先へ郵送でお申込みください(提出される書類の様式は問いません)。

ア 任意継続組合員番号

イ 氏名

ウ 希望する払込方法 ① 払込取扱票(毎月払い) ② 払込取扱票(半年払い) ③ 払込取扱票(1年払い)

(2) 口座振替(毎月引落)に変更される方(※金融機関はみずほ銀行のみとなります)

公立共済東京支部ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/yousikisyuu/ninkei/index.html>)から以下の用紙をダウンロードし、必要事項を記入してください。

① 「任意継続組合員申出書〔用紙No.任継1〕

(組合員番号、組合員本人情報、掛金払込方法(1:口座振替)、申出日、届出者氏名を記入)

② 「預金口座振替依頼書」〔用紙No.任継2〕(必要事項を記入)

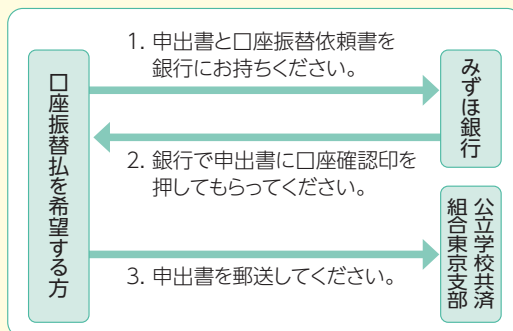
上記①、②を**みずほ銀行にて手続きの上、**

令和8年2月3日(火)まで(必着)に「任意継続組合員申出書」を書類送付先へ郵送でお申込みください。

※用紙が必要な場合は、**令和8年1月20日(火)**までに経理担当(03-5320-6822)へご連絡ください。必要な用紙をお送りします。

書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都教育庁福祉厚生部内 公立学校共済組合
東京支部福祉厚生課経理担当 宛て



令和8年3月末で任意継続組合員期間が満了となる方へ

3月下旬発送

資格担当(03-5320-6826)から令和8年3月下旬に資格喪失証明書を送付します。4月1日以降に次の健康保険に加入する手続をしてください。

申込不要

問合せ先

福祉厚生課経理担当

☎03-5320-6822

共済組合からのお知らせ

任意継続組合員の方へ